

令和2年5月13日

# 北九州市地域防災計画 令和2年2月修正について

危機管理室危機管理課

## 修正の方向性

### (1) 本市の防災に関する取り組みの推進に伴う修正

- 災害救助法に基づく救助実施市の指定に伴う修正
- その他防災に関する取り組みの推進に伴う修正

### (2) 国の防災に関する取り組みに伴う修正

- 避難勧告等に関するガイドラインの改正

# 災害救助法に基づく救助実施市の指定に伴う修正

## 災害救助法

### 【目的】

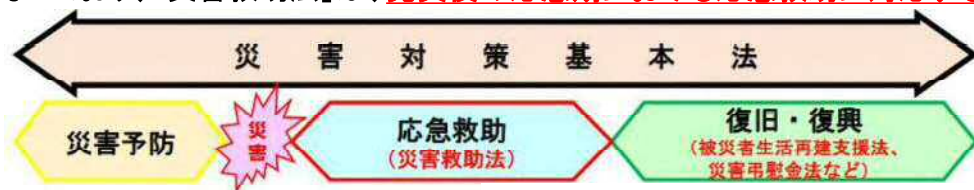
災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、**必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る**こと。

### 【沿革】

- ・昭和21年の南海地震を契機に、「罹災救助基金法」に代わるものとして、昭和22年に「災害救助法」が制定された。
- ・東日本大震災、平成28年熊本地震を教訓に、内閣総理大臣の指定する**救助実施市の長による救助の実施が可能**となる法改正が行われた。

### 【概要】

日本の災害対策法制は、「災害対策基本法」を中心に、各ステージに応じて各個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、**発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律**である。



内閣府資料「災害救助法の概要（令和元年度版）」より抜粋

### 【救助の種類】

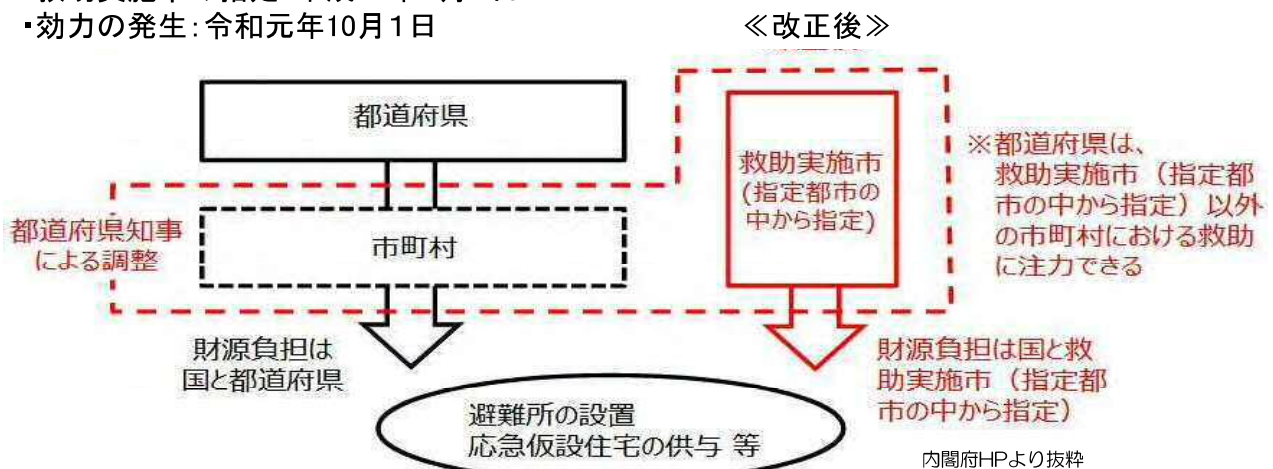
- 避難所の設置
- 飲料水の供給
- 被災者の救出
- 死体の捜索・処理
- 応急仮設住宅の供与
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 住宅の応急修理
- 障害物の除去
- 炊き出しその他による食品の給与
- 医療・助産
- 学用品の給与
- 埋葬

# 災害救助法に基づく救助実施市の指定に伴う修正

## 災害救助法改正に伴う救助実施市の指定

### 【救助実施市の指定】

- ・救助実施市の指定：平成31年4月1日
- ・効力の発生：令和元年10月1日



- 救助実施市の指定に伴い、本市が災害救助法の救助の実施主体となるため、関連項目を修正

【p.2 第1章 第5節 第1、第5】 【p.14 第2章 第27節 第39】  
 【p.18 第3章 第10節 第3】 【p.26 第3章 第21節 第3】  
 【p.27 第3章 第23節 第4】 【p.31 第3章 第28節】  
 【p.33 第3章 第38節 第4、第6】  
 【p.34 第3章 第40節】 【p.37 第3章 第46節 第2】

## その他防災に関する取り組みの推進に伴う修正

### ○防災アプリ「ハザードン」の配信

【p.17 第3章 第6節 第5】

#### ●気象情報のお知らせ

土砂災害や河川氾濫などの危険度分布に関する情報をプッシュ通知でお知らせします。  
色分けした地図で各地点の危険度を確認できます。

#### ●避難所情報

避難所に関する情報を掲載しています。  
開設された避難所は色分けされて表示されます。

#### ●各種ハザード情報

土砂災害警戒区域や津波浸水想定などのハザードマップを確認することができます。

#### ●見守り機能としての活用

情報が欲しい地点を複数登録できるため、全国どこからでも北九州市の防災に関する情報を入手することができます。

例えば、遠隔地に住む親族がアプリから情報を入手し、北九州市に住むご高齢の親族に直接連絡をして早めの避難を促すなど、見守りツールとしても活用することができます。



開設された避難所（イメージ画面）



iOS用



Android用

## 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う修正

### 警戒レベルの追記

【p.11 第2章 第20節 第3】 【p.20 第3章 第19節】

区分	居住者等がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報 (警戒レベル相当情報)
警戒 レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒 レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報
警戒 レベル 3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等 避難開始	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・大雨警報 (土砂災害)
警戒 レベル 4	・避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示 (緊急)	・氾濫危険情報 ・土砂災害警戒情報
警戒 レベル 5	すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報	・氾濫発生情報 ・大雨特別警報

# 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う修正

## 災害発生情報の追記

【p.20~22 第3章 第19節】

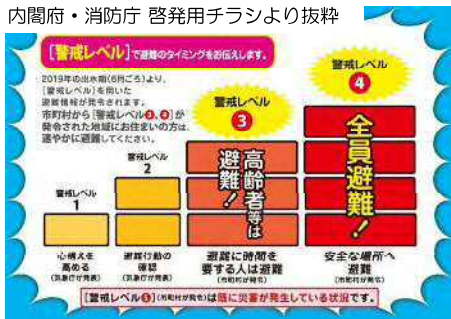
### ○ 災害発生情報の発令基準について

従来の「避難指示(緊急)」の発令基準のうち、**災害が実際に発生したとの要件を災害発生情報の要件に位置づけ**

#### 【発令基準】

- ・ 河川において、決壊や越水・溢水が発生した場合
- ・ 土砂災害が発生した場合
- ・ 海岸において、堤防の倒壊や決壊が発生した場合
- ・ 海岸において、異常な越波・越流が発生した場合
- ・ その他重大な災害が発生した場合であって、市長が必要と認める場合

内閣府・消防庁 啓発用チラシより抜粋



○ その他の発令基準についても、ガイドラインの改定にあわせて修正

【p.21、22 第3章 第19節 第3】